

選 峑 人 不 在 者 投 票 を 行 う 市 区 町 村 選 挙 管 理 委 員 മ

江田島市の選挙人名簿に登録される条件

・江田島市に住民票がある方

(ただし、令和3年1月8日以降に江田島市 への転入の場合は江田島市で投票はできま せん。江田島市の選挙人名簿に登録されて ており, 転出先の選挙人名簿に登録されて いない人で、転出から投票日まで4か月を 経過しない人は江田島市で投票できま

ステップ③

直接又は郵送等

ステップ4

江田島市選挙管理委員会が、不在者投票証 明書, 投票用紙, 投票用封筒(2種類)を 開封厳禁と書かれた封筒に入れて告示日の 前日以降に宣誓書・請求書に記載された選 挙人の滞在地の住所へ郵送します。

で投票用紙を請求

ステップ①

選挙人が、不在者投票宣誓書・請求書を 入手します。

- 【入手方法】 ・江田島市のホームページからダウン
- ロードする。 ・最寄りの市区町村選挙管理委員会で入
- 手する。

ステップ②

選挙人が、不在者投票宣誓書・請求書へ の必要事項の記入を行います。

- 1. 氏名
- 2. 性別
- 3. 生年月日
- 4. 送付先住所
- 5. 連絡先電話番号
- 6. 選挙人名簿に記載された住所
- 7. 当日投票できない理由

投 投 票 用 用 外 投 内 料 票 封 不在者投票 筒 用 筒 証明書 紙

◎ポイント1 投票用紙等の請求は、<u>投票日の</u> 前日までしかできません。 FAXによる請求はできません。

M

ステップ⑤

江田島市選挙管理委員会から送付された 封筒の中に開封厳禁と書かれた封筒が 入っています。

選挙人が、この開封厳禁と書かれた封筒 (投票用紙が入った封筒)を滞在してい る市区町村の選挙管理委員会へ持ってい きます。

◎ポイント2

開封厳禁と書かれた封筒は、 開封せずそのまま滞在している市区町村 <u>の選挙管理委員会へ持って</u>いってくださ

誤って開封した場合、投票できなくなる 場合があります。

◎ポイント3

滞在している市区町村の選挙管理委員会 へ事前にお問い合わせください。 なお 送付先の住所以外の市区町村の 選挙管理委員会でも不在者投票は可能で す。

選挙人が滞在している市区町村の選挙管 理委員会職員の立会いのもと、選挙人が 不在者投票を行います。投票後に不在者 投票を行った市区町村の選挙管理委員会 から江田島市選挙管理委員会へ投票用紙 を送付します。

◎ポイント4

ステップ⑥

不在者投票は、市区町村の執務時間内に しか行うことができません。例外として、 当該市区町村で期日前投票が行われる場 合に限り、時間外でも不在者投票が可能 です。必ず、事前にそれぞれの選挙管理 <u>委員会へご確認ください。</u>